

全国町村議会議長会規約

昭和 24. 11. 9 制 定
令和 2. 10. 21 最終改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 役員（第 5 条—第 8 条）
- 第 3 章 総会、大会及び会長会（第 9 条—第 1 8 条）
- 第 4 章 理事会（第 1 9 条）
- 第 5 章 専門委員及び顧問（第 2 0 条・第 2 1 条）
- 第 6 章 事務局（第 2 2 条・2 3 条）
- 第 7 章 会計（第 2 4 条—第 2 6 条）
- 第 8 章 補則（第 2 7 条—第 2 8 条）
- 附則

第 1 章 総 則

（名称、組織）

第 1 条 本会は、全国町村議会議長会と称し、管下町村議会議長で構成する都道府県町村議会議長会（以下「都道府県議長会」という。）をもってこれを組織する。

（事務所）

第 2 条 本会は、事務所を東京都千代田区一番町 2 5 番地全国町村議員会館内に置く。

（目 的）

第 3 条 本会は、都道府県議長会の連絡協調をはかり、町村議会の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 都道府県議長会との連絡上必要な各種会議の開催
- (2) 町村議会の制度及び運営並びに地方自治に関する調査、研究
- (3) 地方自治関係団体との協調
- (4) 本会の意思を国会、政府その他関係方面に反映させるための措置
- (5) 国と地方の協議の場に関する法律に基づく、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との協議（以下「国と地方の協議の場にお

る関係大臣との協議」という。)

- (6) 地方自治法第263条の3第2項の規定に基づく、内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出（以下「内閣又は国会に対する意見具申」という。）
- (7) 国会、政府その他関係方面との連絡折衝
- (8) 各種資料の収集、作成及び配布
- (9) 町村議会議員並びに関係職員の福利厚生事業の実施
- (10) その他目的達成上必要な事項

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長	1人
副会長	2人
理事	6人
監事	3人

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において都道府県町村議会議長会長（以下「都道府県会長」という。）の中からこれを選任する。

- 2 役員欠員を補充する場合は、都道府県会長会（以下「会長会」という。）の選任をもって総会の選任に代えることができる。この場合においては、次の総会に報告しなければならない。

(役員職務、費用弁償)

第7条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。副会長の順位はあらかじめこれを決定しておくものとする。
- 3 理事は、会務の運営にあたる。
- 4 監事は、会計を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 役員はすべて無報酬とする。ただし、必要に応じ実費を弁償することができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、前任者の任期満了の前日に選任された場合は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前任者の任期が満了したときにおいても、前任者は後任者が就任するまで引続きその

職務を行うものとする。

第3章 総会、大会及び会長会

(総会)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。ただし、会長は、やむを得ない事由により会議を開くことができない場合は、書面による表決をもって総会に代えることができる。

2 定期総会は、毎年1回2月に開く。

3 臨時総会は、会長において必要があると認めるとき、理事会に諮ってこれを招集する。

4 都道府県会長の4分の1以上から会議に付議すべき事件を示し、臨時総会招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総会の権限)

第10条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の改正

(2) 役員を選任

(3) その他会長において必要と認める事項

(総会の招集)

第11条 総会を招集しようとするときは、会長はその日時、場所及び会議に付議すべき事件を各都道府県議長会に対し、開会の日前20日までに通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(総会の出席者)

第12条 総会に出席すべき者は、都道府県会長とする。

2 都道府県会長が、病気その他やむを得ない事由により、総会に出席することができないときは、その代理者が出席できる。

(総会の定足数及び表決)

第13条 総会は、都道府県会長（前条第2項の代理者を含む。本条において以下同じ。）の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

2 総会の議事は、出席している都道府県会長の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議長は、都道府県会長の中から選任する。

4 第2項の場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第14条 議長は、総会の議事録を作成し速やかにこれを各都道府県議長会に送付しなければならない。

(大会)

第15条 大会は、会長において必要があると認めるとき、理事会に諮ってこれを開催することができる。

2 大会は、会長がこれを招集する。

3 大会に出席すべき者は、町村議会議長とする。ただし、必要によりその人員を制限することができる。

4 大会の議長は、出席者の中から若干人を選び議長団を構成してこれにあてる。

(会長会)

第16条 会長会は、都道府県会長をもって組織し、会長において必要があると認めるとき、これを招集する。ただし、会長は、やむを得ない事由により会議を開くことができない場合は、書面による表決をもって会長会に代えることができる。

2 会長会は、この規約に特別の定めがあるものを除くほか、次の事項を掌る。

(1) 予算及び決算

(2) 国と地方の協議の場における関係大臣との協議

(3) 内閣又は国会等に提出する意見又は要望

(4) 内閣又は国会に対する意見具申

(5) 本会の重要な施策及び運営に関する事項

(6) その他会長において必要と認める事項

3 会長会の議長は、会長をもって充てる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第7条第2項の規定に基づき副会長がその職務を行う。副会長にも事故があるとき又は副会長も欠けたときは、その会議に出席している者の中から仮議長を選任し、その者をして議長の職務を行わせる。

4 都道府県会長の4分の1以上から会長会の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

5 都道府県会長が病気その他やむを得ない事由により、会長会に出席することができないときは、その代理者が出席できる。

6 会長会は、都道府県会長（前項の代理者を含む。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

7 会長会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前項の場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。

(意見又は要望等に関する緊急案件)

第17条 前条第2項第2号から第4号に関する事項のうち、特に緊急を要する案件につ

いては、理事会の議決をもって会長会の議決に代えることができる。この場合においては、次の会長会に報告し、承認を求めなければならない。

- 2 前条第2項第2号から第4号に関する事項のうち、緊急を要する案件について、会長会又は理事会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長がこれを決定することができる。この場合においては、次の会長会に報告し、承認を求めなければならない。

(委員会)

第18条 会長会において、必要があると認めるとき、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、都道府県会長の中からこれを選任する。
- 3 委員会の名称及び運営に関し必要な事項は、会長会に諮ってこれを定める。

第4章 理事会

(理事会)

第19条 理事会は、正副会長及び理事をもって組織し、会長において必要があると認めるとき、これを招集する。ただし、会長は、やむを得ない事由により会議を開くことができない場合は、書面による表決をもって理事会に代えることができる。

- 2 理事会は、この規約に特別の定めがあるものを除くほか、次の事項を掌る。

- (1) 総会、大会及び会長会に付議すべき事項の審議
- (2) 総会、大会及び会長会の議決事項の執行
- (3) 諸規程の制定及び改廃
- (4) その他会長において必要と認める事項

- 3 理事会の議長については、第16条第3項の規定を準用する。

- 4 理事会の議事については、第16条第6項、第7項及び第8項を準用する。

第5章 専門委員及び顧問

(専門委員)

第20条 本会に、地方自治制度、地方行財政制度及び地方議会制度等に関する調査研究のため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者の中から理事会に諮って会長がこれを委嘱する。

(顧問)

第21条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が会長会に諮ってこれを委嘱する。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織運営に関する事項は、会長が理事会に諮って定める。

(職員の任免)

第23条 事務局に、事務総長のほか必要な職員を置く。

2 事務総長その他の職員は、会長が任免する。ただし、事務総長については、会長が理事会に諮ってこれを任免する。

第7章 会計

(経費及び会費)

第24条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、都道府県議長の負担とし、その金額及び分賦方法は毎年度これを定める。

(予算)

第25条 本会の毎年度予算は、会長がこれを調製し、年度開始前に、会長会の議決を得なければならない。

2 本会の会計年度は、国の会計年度による。

(決算)

第26条 本会の決算は、会長がこれを監事の審査に付し、その意見を付けて、会長会に提出し、その承認を得なければならない。

第8章 補則

(規約の改正)

第27条 この規約は、総会の議決を経なければ改正することができない。ただし、総会の議決により、これを会長会に委任することができる。

(委任規定)

第28条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が会長会に諮ってこれを定める。

附則(24.11.9制定)

この規約は、昭和24年11月9日から施行する。

附則(26.7.25改正)

この規約は、昭和26年7月25日から施行する。

附則(28.7.24改正)

この規約は、昭和28年7月24日から施行する。

附則(29.2.3改正)

この規約は、昭和29年2月3日から施行する。

附則(30.2.4改正)

この規約は、昭和30年7月24日から施行する。

附則(34.2.2改正)

この規約は、昭和34年4月1日から施行する。ただし、規約実施のとき会長、副会長、監事、理事、常任理事及び政務調査会委員並びに同幹事の職にあるものは、昭和34年7月24日まで在任するものとする。

附 則（36. 2. 2改正）

この規約は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（39. 2. 3改正）

この規約は、昭和39年2月3日から施行する。

附 則（42. 3. 9改正）

この規約は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（44. 2. 7改正）

この規約は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正は昭和44年2月7日から施行する。

附 則（45. 2. 4改正）

この規約は、昭和45年4月1日から施行する。ただし、決算に係る部分の規定は、昭和44年度の決算から適用する。

附 則（56. 2. 6改正）

この規約は、昭和56年2月6日から施行する。

附 則（平成5. 7. 28改正）

この規約は、平成5年7月28日から施行する。

附 則（平成6. 2. 9改正）

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8. 2. 6改正）

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 7. 26改正）

この規約は、平成17年7月26日から施行する。

附 則（平成18. 2. 9改正）

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 2. 6改正）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 7. 20改正）

この規約は、平成23年7月20日から施行する。

附 則（令和2. 10. 21改正）

この規約は、令和2年10月21日から施行する。